

ハロカルホリデーすみだ 参画パートナー登録説明資料

～2024年度トライアル～

公益社団法人チャンス・フォー・チルドレン



1.	チャンス・フォー・チルドレンとは	P3
2.	ハロカルとは	P4
3.	ハロカルホリデーの仕組み	P5
4.	事業概要（2024年度）	P6
5.	ハロカル参画パートナーとは（申請者の要件）	P7
6.	プログラムの要件①	P8
7.	プログラムの要件②～⑤	P9
8.	参画パートナー登録後	P10
9.	ポイントの取扱い方法	P11
10.	①パソコン等で利用登録データを作成する方法	P12
11.	②QRコードを提示・掲示する方法	P13
12.	登録までの流れ	P14
13.	【参考】運営団体の概要	P15
14.	お問合せ先	P16

Mission

多様な学びを すべての子どもに

私たちが目指すのは経済状況や一人ひとりの特性に関わらず子どもたちを多様な学びの機会によって包摂できる社会です。

設立経緯

- 阪神・淡路大震災を契機に、大学生ボランティアが主体で子どもの学習支援、キャンプ、レクリエーション活動、不登校児童の支援、国際交流活動などを展開してきた、NPO法人ブレン・ヒューマニティーが設立母体。
- リーマンショック、東日本大震災を契機にチャンス・フォー・チルドレン設立（2011年）。
- 子どもの貧困や学び・体験格差の解消のために、全国16都府県で、各地のNPOや自治体、地域の等と連携しながら活動を展開。



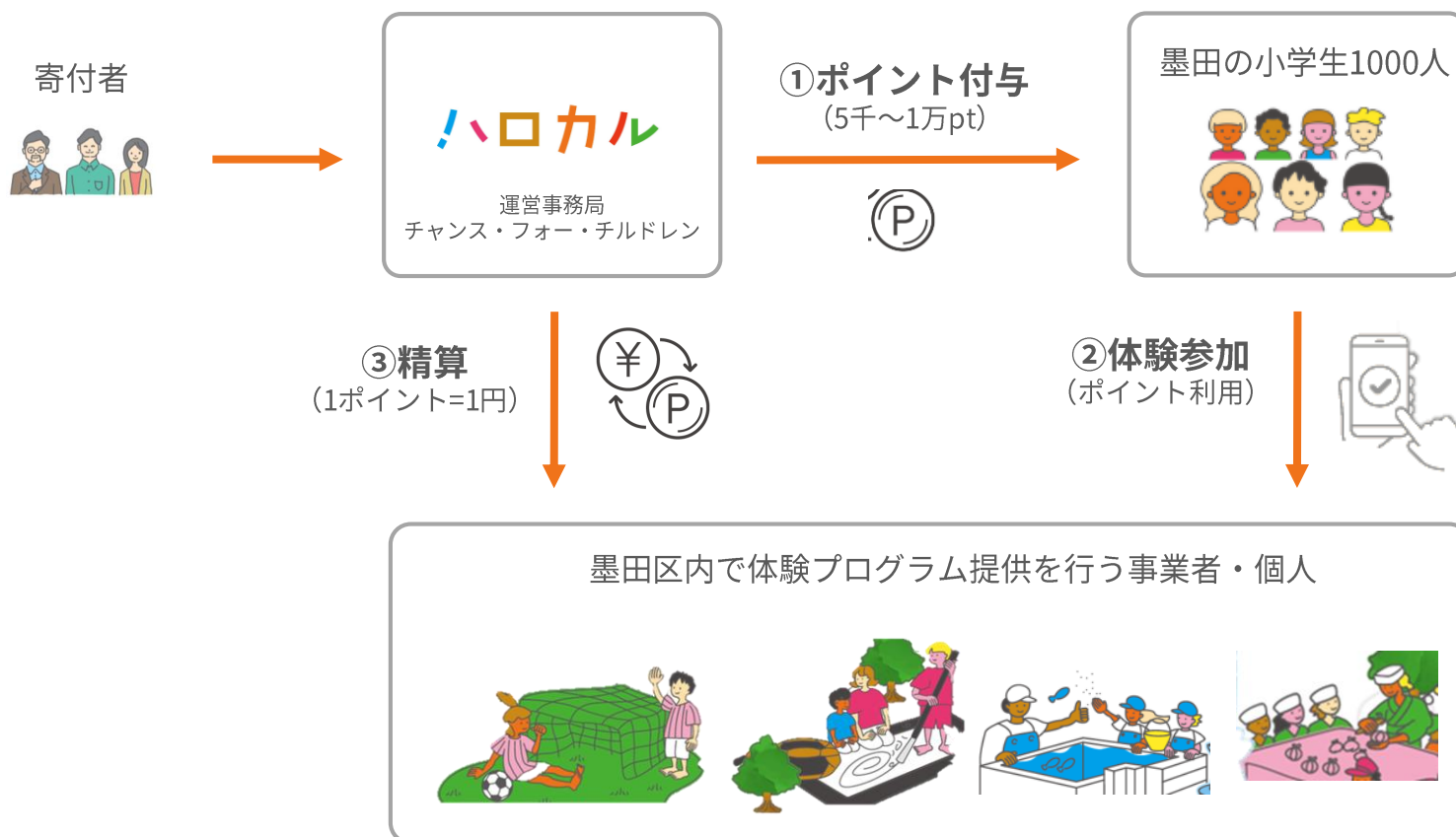


HELLO! CULTURE & LOCAL!

ハローカルチャー (=文化・体験との出会い)
ハローローカル (=地域の大人との出会い)

- ハロカルは、「ハローカルチャー&ローカル」から名付けた活動です。子どもたちが多様な文化・体験と出会う機会を通じて、地域全体で子どもたちを見持っていきたいという願いを込めました。
- 2022年度より、体験格差解消に向けて「子どもの体験奨学金事業ハロカル」を立ち上げ、特に経済的困難を抱える家庭の子どもたち（主に小学生）に対して、地域の様々な体験活動で利用できる奨学金（クーポン）を届ける活動をしてきました。
- この度は新たな試みとして、長期休みに子どもたちに多様な体験機会を届ける「ハロカルホリデー」を立ち上げました。

墨田区の子どもたち（小学生）1000人に
夏休みの体験プログラムで利用できるポイント5千～1万円分を提供し
多様な体験の機会を届けます。



ハロカルホリデーすみだ概要

ポイント 付与対象者	墨田区内に居住している小学1年生から小学6年生の子どもの保護者
定員	1,000人
ポイント付与額	一人当たり5千円～1万円分（予定）
利用期間	2024年7月27日～2024年9月30日
実施主体	公益社団法人チャンス・フォー・チルドレン（東京都墨田区） http://www.cfc.or.jp/

ハロカル参画パートナーとは、ハロカルの理念に賛同し、
共に地域の子どもたちを支えてくださる
事業者や個人（商店・施設・習い事・クラブ・サークル）のことです。

申請者の要件 ※詳細は[募集要項](#)を必ずご確認ください。

- ①本事業の趣旨に賛同し、多様な体験・文化や地域の人との出会いの機会を通じて、地域全体で子どもたちを見守り、子どもたちのウェルビーイングの向上に寄与すること
- ②子どもの主体性や意思を尊重し、子どもの権利を守ること
- ③必要に応じて、CFCのスタッフとの面談やアンケートやヒアリングに協力できること
- ④個人情報保護について万全を期していること
- ⑤公序良俗に反する活動をしていないこと
- ⑥「参画パートナー募集要項」、「参画パートナー規約」を遵守すること

①活動の分野（例）

※要項に記載している活動分野をより詳しく分類しています。[募集要項](#)の内容もご確認ください。



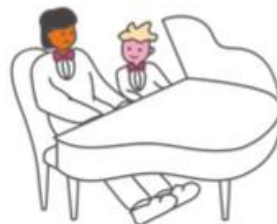
社会体験

職業・仕事体験など



文化活動

書道、料理、伝統文化など



音楽芸術活動

音楽、アート、造形など



スポーツ

球技、水泳、ダンス、体操など



自然体験・野外活動

キャンプ、農業体験など

※次の例に挙げる観覧・鑑賞型の活動は、通常の実施に加えて、参加者同士での事前学習や振り返りの機会を用意することや特別な体験の機会を追加していただく場合に限り、登録を認めます。

例：プロスポーツチームの公式戦の観戦、事前に料金を明示して開催される音楽・芸術の鑑賞イベント、博物館の展示物鑑賞（水族館・植物園・プラネタリウムなどを含む）など

※障がい等の特別な事情のある利用者に向けたプログラムについては、上記の形式以外でも登録を認める場合があります。

②原則として墨田区内でプログラムの提供を行うものであること

※区内では体験できないプログラムの場合等、集合解散場所が墨田区内であれば、対象となります。

③原則として有償のプログラムであり、ポイント利用期間内にプログラムの実施が完結するもの

※公共団体、地域団体や市民団体などが行うもの、または社会貢献や地域貢献を目的としたプログラムで、習い事への入会やサービスの利用を斡旋しないものに限り、無償のプログラムについても登録を認めます。

④体験プログラムの対象者を特定の個人に限定せず、一般の利用を受け付けていること（ポイント利用者以外も含む）。特に、障がいがある子どもへの合理的配慮を行うとともに、参加者や参加家庭の国籍やルーツ、宗教などによって差別しないこと

⑤活動中の事故やけがの発生に細心の注意を払い、安全・安心な体制をつくること

※活動中に発生した事故やけがの責任をCFCが負うことはできませんので予めご了承ください。

ハロカル参画パートナーに登録していただいた後、ハロカル運営事務局では、次のことを実施させていただきます。

①WEBサイトへの掲載

利用者が夏休みに参加する体験プログラムを検索できるページを7月下旬ころに開設します。そこに、パートナー及びプログラムの情報を掲載します。

②利用者への情報配信 (LINE・メール等)

LINEやメールで、利用者に対して体験プログラムの情報を配信します。
※配信数やプログラム数の関係で、全てのプログラムに触れられない可能性があります。ご了承ください。

③CFCの活動報告会や 交流の場へのご招待

活動終了後も、チャンス・フォー・チルドレンがハロカルの活動報告会やパートナー同士の情報交換の場を作っていきたいと考えています。

参画パートナーの皆様の
ポイント（クーポン）の取扱い方法は次の2種類です。
どちらでも好きな方法をお選びください。

①パソコン等で利用登録
データを作成する方法

P12をご覧ください

②QRコードを掲示・提示
する方法

P13をご覧ください

①パソコン等で利用登録データを作成する方法

利用者からの参加申込受付後、
参画パートナーの皆様には、パソコンやスマートフォンより
マイページにログインし、クーポンの利用手続きをしていただきます。



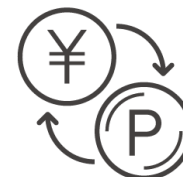
パソコンから参画パートナーのマイページにログインし、ポイント利用登録データを作成（請求額、利用日等を入力）



ポイント利用者は、スマートフォンから利用者マイページにログインし、「承認」ボタンを押す



参画パートナーに対して、ポイント利用額を支払い（月末締め、翌月10日払い）



②QRコードを提示・掲示する方法

参画パートナーの皆様は、利用者に対してQRコードを掲示又は提示し、利用者がスマートフォンから必要事項を入力します。

→パソコンやスマートフォンの操作が苦手な方、
または事前申込・予約なしで、当日参加受付される場合におすすめです。



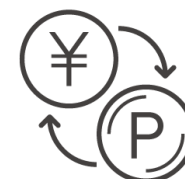
参画パートナー固有のQRコードを印刷し、会場に掲示又は利用者に対して提示する。(QRコードはマイページより印刷可能。パソコンの操作が難しい場合は、事務局よりお送りします。)



利用者がQRコードを読み取り、利用額や摘要などを入力する。



参画パートナーに対して、ポイント利用額を支払い(月末締め、翌月10日払い)



STEP 1 説明会参加

説明会では、チャンス・フォー・チルドレンやハロカルの理念、活動の趣旨やポイントの取扱い方法などを説明させていただきます。

※説明会への参加が難しい場合は、ご連絡ください。

STEP 2 登録申請

WEBフォームより、登録申請を受け付けております。

※登録申請フォームは[こちら](#)

※すでに子どもの体験奨学金事業のハロカル参画パートナー

(東京都など)に登録いただいている方には、別のフォームをご案内します。



STEP 3 面談・審査

ハロカル運営事務局にて、審査を行います。必要に応じて、事務局スタッフとの事前面談を実施したうえで、登録を決定します。

※書類に不備があった場合、再提出をしていただく場合があります。

審査完了後、登録決定した皆様に
「参画パートナー登録決定通知」をメールにてお送りします

【参考】運営団体の概要

法人概要

2024年4月時点

法人名	公益社団法人チャンス・フォー・チルドレン
役員	代表理事：今井 悠介（当法人専従） 代表理事：奥野 慧（当法人専従） 理事：岩切 準（特定非営利活動法人 夢職人 理事長） 理事：鈴木 栄（一般社団法人ソーシャル・インベストメント・パートナーズ 代表理事） 理事：能島 裕介（尼崎市 こども政策監） 理事：水谷 衣里（株式会社風とつばさ 代表取締役） 監事：藤井 美明（公認会計士） 監事：保木 祥史（弁護士）
設立	2011年6月20日 （2014年1月に内閣総理大臣より公益法人として認定）
所在地	東京都墨田区錦糸1丁目11-1 ノイエヤマザキ5階
連絡先	電話番号：03-5858-6090（平日13:00～18:00） メールアドレス： sumida@cfc.or.jp
URL	https://cfc.or.jp/



**公益社団法人チャンス・フォー・チルドレン
(ハロカルホリデーすみだ運営事務局)**

TEL: 03-5858-6090 (平日13:00 ~ 18:00)

*上記以外の時間帯は留守電になります。改めて折り返しご連絡いたします。

E-mail: sumida@cfc.or.jp

*土日祝日及び夏季休業期間・年末年始(12/29~1/3)を除く

チャンス・フォー・チルドレンは墨田区とデジタル技術を活用した福祉保健課題の解決に係る連携協定を締結しています。